

第**39**回

定時株主総会招集ご通知

平成27年4月1日～平成28年3月31日

株主の皆さまへ

スマホゲーム市場への挑戦を継続し、再生可能エネルギー事業を育成

——二つの重点施策を推進

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第39回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり謹んでご挨拶申し上げます。

当社の社名である「イマジニア」は、「Image」と「Engineer」を組み合わせた言葉で、かのウォルト・ディズニーがディズニーランドを立ち上げる際のプロジェクトチームに授けた名前であり、「技術やイノベーションによって、夢を実現する者たち」を意味しております。

今期は主に、二つの重点施策を推進してまいります。

1. スマホゲーム市場への挑戦を継続

当社と株式会社SoWhatの両輪展開による、当社グループの強みを生かしたスマートフォンゲームの配信により、前期に引き続きスマートフォンゲーム市場に挑戦するとともに、各種モバイルコンテンツの展開にも注力してまいります。

2. 再生可能エネルギー事業を育成

当社グループの中長期的な飛躍を見据え、前期に新規参入した再生可能エネルギー事業における小水力発電事業の育成に注力してまいります。組織運営体制の盤石化も図りつつ、昨年末の第1号プラントの設置に続き、国内他地域でのプラントの設置・稼働に注力してまいります。

なお、おかげさまで、当社は本年1月に創業30周年を迎え、7月には上場20周年を迎えます。この節目の年、チャレンジ精神を忘れることなくあくなき挑戦を続け、企業価値の向上を目指してまいり所存でございます。株主の皆さまにおかれましては、引き続き当社にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役会長兼CEO 神藏 孝之
代表取締役社長兼COO 澄岡 和憲



代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之



代表取締役社長 兼 COO 澄岡 和憲

「社訓」と「五誓」

「経営の神様」と呼ばれた松下幸之助氏が次代のリーダーを育成すべく開設し、当社代表取締役会長兼CEOの神藏孝之が2期生として在塾した松下政経塾の「塾訓」「五誓」が元になっており、松下幸之助氏自身がつくった文章です。

「素直な心」「衆知」「自修自得」「日に新た」「生成発展」「成功の要諦は、成功するまで続けたところにある」——「何が重要なのか」ということは、今も昔もあまり変わってはいません。これらの中には、今の時代を生き抜くための本質が息づいています。

当社の役員社員は、この「社訓」と「五誓」を毎朝の朝礼で全員で唱和し、体に染み付かせています。



松下幸之助氏

社訓

素直な心で、衆知を集め、
自修自得で、事の本質を究め、
日に新たな、生成発展の
道を求めよう。

五誓

- 一、素志貫徹の事
常に志を抱きつつ、懸命に為すべきを為すならば、いかなる困難に出会うとも、成道は必ず開けてくる。成功の要諦は、成功するまで続けるところにある。
- 一、自主自立の事
他を頼り、人をあてにしている、事は進まない。自らの力で、自らの足で歩いてこそ、他の共鳴も得られ、知恵も力も集まって、良き成果がもたらされる。
- 一、万事研修の事
見るもの、聞くこと、すべてに学び、一切の体験を、研修と受けとめて動しむところに、真の向上がある。心して見れば、万物ごとごとく、我が師となる。
- 一、先駆開拓の事
既成にとらわれず、たえず創造し開拓していく姿に、日本と世界の未来がある。時代に先がけて進む者こそ、新たな歴史の扉を開くものである。
- 一、感謝協力の事
いかなる人材が集うとも、和がなければ、成果は得られない。常に感謝の心を抱いて、互いに協力しあつてこそ、信頼が培われ、真の発展も生まれてくる。

目次

■ 第39回定時株主総会招集ご通知	05
■ 事業報告	07
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	42
■ 株主総会参考書類	46
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	

株主各位

証券コード 4644
平成28年6月8日

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
イマジニア株式会社
代表取締役社長 兼 COO **澄岡 和憲**

第39回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成28年6月23日(木曜日)午後6時**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です) また、議事資料として本冊子をご持参ください。

▶株主総会開催日時：平成28年6月24日(金曜日) 午前10時

2. 郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶行使期限：平成28年6月23日(木曜日) 午後6時到着分まで

記

1 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランドコンファ
レンスセンター

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3 目的事項

- 報告事項**
1. 第39期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス <http://www.imagineer.co.jp/>）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、設備投資で改善の動きがみられ、消費者物価も緩やかに上昇し、全体としては弱さもみられつつも、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外の経済の下振れや熊本地震の経済に与える影響など不安定な要因もあります。

当社グループに関連するモバイルビジネスを取り巻く環境は、スマートフォンの世界的な普及が進んでおります。

このような環境下におきまして、新たな中長期的な収益モデルの育成を課題として取り組んでおり、主力事業のモバイルコンテンツ事業での新たなビジネスの構築に加えて、新規事業として農業用水路の未利用のエネルギーを活用した小水力発電を中心とした再生可能エネルギー事業に取り組みました。

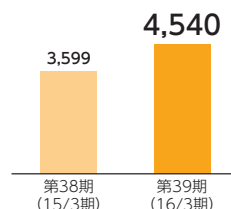
また、平成27年10月にスマートフォンゲームの市場開拓をより一層加速させ確かなものにするため、これまで数多くのヒットゲームの開発に携わってきた実績を持つ馬場一明氏と共同で株式会社SoWhat(資本金100,000千円、当社持分比率50%)を設立いたしました。

当連結会計年度の業績は、前年同期を売上高及び各段階利益の全てが上回る結果となっております。

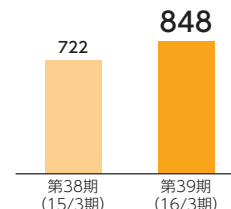
売上高4,540,849千円(前年同期比26.1%増)、営業利益848,278千円(前年同期比17.5%増)、経常利益980,144千円(前年同期比26.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益500,690千円(前年同期比7.6%増)となりました。

なお、当連結会計年度における事業別の売上高は右のとおりであります。

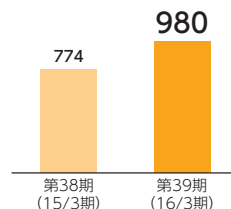
■ 売上高 (単位:百万円)



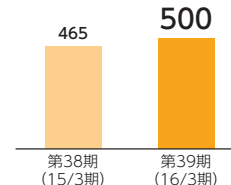
■ 営業利益 (単位:百万円)



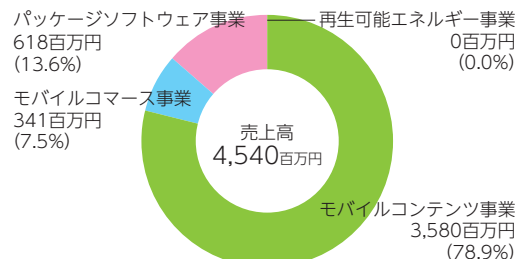
■ 経常利益 (単位:百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



事業別売上高構成比



(注) 連結調整後の数字を記載しております。

モバイルコンテンツ事業

主要な事業内容

スマートフォン向けのコンテンツやアプリを提供しています

モバイルコンテンツ事業の売上高は3,580,712千円（前年同期比30.6%増）、セグメント利益は1,125,404千円（前年同期比14.7%増）となりました。スマートフォンゲーム、「auスマートパス」[NTTドコモスゴ得コンテンツ]のキャリア主導サービス、新たな教養メディア「10 M T V オピニオン」の普及、海外へのコンテンツ提供などに取り組みました。

■事業のトピック

スマートフォンゲームの市場開拓に重点

当社では、人気の高いスマートフォンゲームを新たな成長を目指す上で重要分野と捉え、新規の市場開拓に積極的に取り組んでおります。

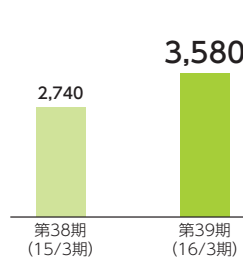
2015年5月に、当社としては初となる本格的なスマートフォンゲームとして「LINE GAME」において「LINE リラックマ ころるんパズル」の提供を開始。

今春には、San-Xの人気キャラクター「リラックマ」や「すみっこぐらし」のスマートフォンゲームのサービス提供を予定しております。

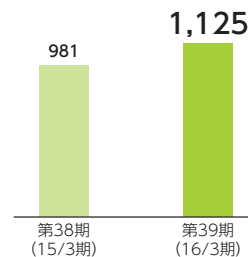


©2016 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

■売上高 (単位:百万円)



■セグメント利益 (単位:百万円)



キャリア主導サービスにも引き続き注力

厳選コンテンツをキャリア主導でパッケージ化し定額で月額販売するサービスへのコンテンツ提供にも引き続き注力しました。当期はNTTドコモ「スゴ得コンテンツ®」に1サイト、KDDI「auスマートパス」に6サイトの新規サービスを追加しています。

海外事業が拡大

中国における2大メッセージングサービスである「WeChat」と「テンセントQQ」に向けて、「リラックマ」等の人気キャラクターのステッカーを提供しました。また、中国の大手動画配信サイトに日本の人気アニメを継続的に提供しており、当連結会計年度末現在、累計で27作品を配信しています。



モバイルコマース事業

主要な事業内容

ショッピングサイトの運営

オリジナルキャラクターグッズの企画、開発、製造、販売を行っています

モバイルコマース事業の売上高は361,959千円（前年同期比4.0%減）、セグメント利益は7,527千円（前年同期比136.5%増）となりました。引き続き、デジタルコンテンツとの連携を図り集客を強化することによって、スマートフォン向けのコマースビジネスの拡大およびライセンス及びセールスプロモーションビジネスとしてライセンス提携先の拡充に取り組みました。

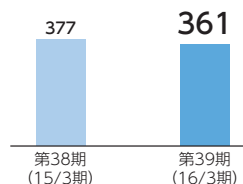
■事業のトピック

キャンペーンタイアップの実施

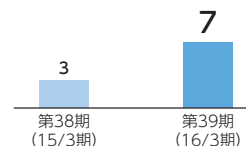
ロッテリア春のキッズセットに、リラックマとコラボしたオリジナルのキッズセットを発売しました。

引き続き、人気商品とのコラボレーションや大手企業との様々なキャンペーンタイアップにより、当社が扱うキャラクターの一層の認知浸透と普及拡大に努めます。

■ 売上高 (単位:百万円)



■ セグメント利益 (単位:百万円)



© 2016 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

パッケージソフトウェア事業

主要な事業内容

幅広いユーザー層に楽しんでいただける

パッケージソフトウェアの企画、開発、製造、販売を行っています

パッケージソフトウェア事業の売上高は618,763千円（前年同期比27.5%増）、セグメント利益は91,623千円（前年同期比695.4%増）となりました。新作ニンテンドー3DS向けタイトルの開発に取り組み、メダロットシリーズの新作タイトル「メダロット9」、「メダロット ガールズミッション」を発売いたしました。

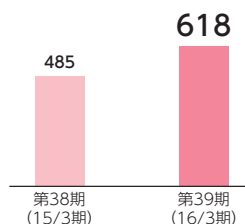
■事業のトピック

定番タイトルのスピノフ作品

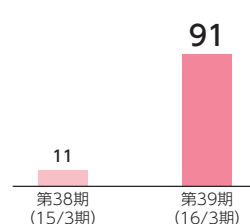
ニンテンドー3DSソフト「メダロット ガールズミッション」を発売しました。

登場キャラクターは全員女の子というメダロットシリーズ異色のスピノフ作品となっております。

■売上高 (単位:百万円)



■セグメント利益 (単位:百万円)



カブトVer.



クワガタVer.

© 2016 Rocket Co., Ltd. / © Imagineer Co., Ltd.

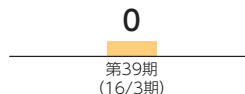
再生可能エネルギー事業

主要な事業内容

主に農業用水路等の小水力を活用した発電を行っています

再生可能エネルギー事業の売上高は0千円、セグメント損失は58,465千円となりました。当連結会計年度では農業用水路を利用した小水力発電第1号機の設定を完了いたしました。

■売上高 (単位:百万円)



■セグメント利益 (単位:百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は268百万円であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

再生可能エネルギー事業 小水力発電設備の新設

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

再生可能エネルギー事業 小水力発電設備の新設・拡充

区 分	第37期 (平成25年度)	第38期 (平成26年度)	第39期 (平成27年度)
設備投資額の推移 (百万円)	18	7	268

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達を行うために株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

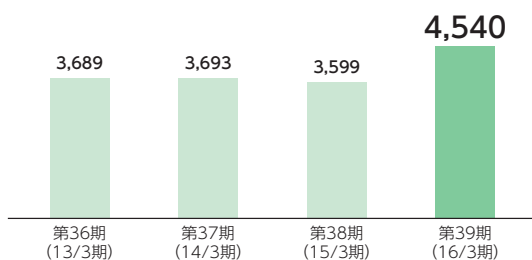
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

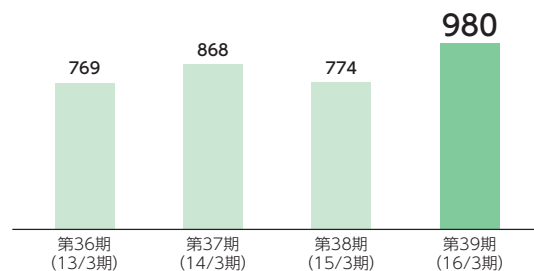
区 分	第36期 (13/3期)	第37期 (14/3期)	第38期 (15/3期)	第39期 (当連結会計年度) (16/3期)
売上高 (百万円)	3,689	3,693	3,599	4,540
経常利益 (百万円)	769	868	774	980
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	511	593	465	500
1株当たりの当期純利益 (円)	53円31銭	61円87銭	48円50銭	52円16銭
総資産 (百万円)	8,985	8,991	9,366	9,590
純資産 (百万円)	8,079	8,468	8,687	8,909

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

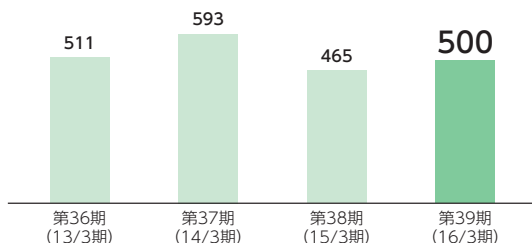
■ 売上高 (単位:百万円)



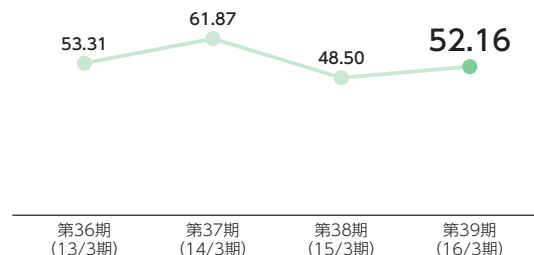
■ 経常利益 (単位:百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



■ 1株当たりの当期純利益 (単位:円)

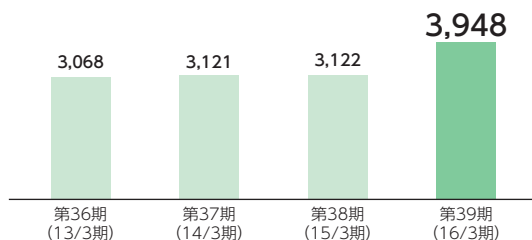


② 当社の財産及び損益の状況

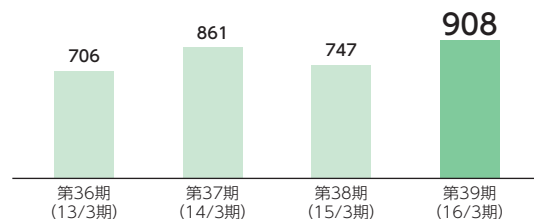
区 分	第36期 (13/3期)	第37期 (14/3期)	第38期 (15/3期)	第39期 (当事業年度) (16/3期)
売上高 (百万円)	3,068	3,121	3,122	3,948
経常利益 (百万円)	706	861	747	908
当期純利益 (百万円)	506	597	469	531
1株当たりの当期純利益 (円)	52円74銭	62円20銭	48円91銭	55円38銭
総資産 (百万円)	8,571	8,694	8,991	9,173
純資産 (百万円)	7,789	8,181	8,404	8,621

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

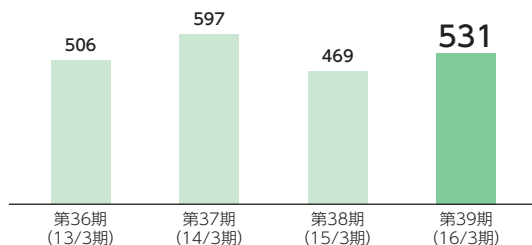
■ 売上高 (単位:百万円)



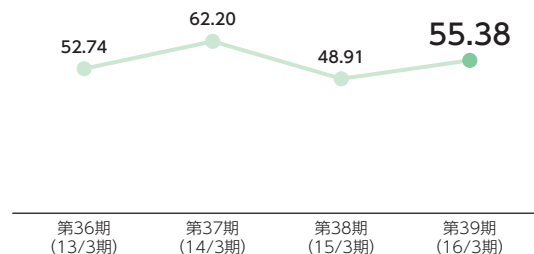
■ 経常利益 (単位:百万円)



■ 当期純利益 (単位:百万円)



■ 1株当たりの当期純利益 (単位:円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ロケットカンパニー株式会社	10百万円	100.0%	家庭用ビデオゲーム機向けソフトウェア開発及び販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な方向性である「新たな成長へのチャレンジ」の実現に向けて、次の課題に取り組んでまいります。

① 新たな中長期的な収益モデルの育成

当社グループを取り巻く技術の進化や顧客ニーズは激しく変化を続けており、それに伴いビジネスモデルも変化を続けております。そのため、当社グループの事業も新たなビジネスモデルの確立や収益基盤の多様性が必要と考えております。実現に向けて、新規事業に積極的に取り組み中長期的な収益モデルの育成を図ってまいります。

② 組織体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境の変化が激しいことから従業員への負荷が増大しております。負担の軽減に向けて、管理業務のシステム化、運営業務体制の見直しを行い、組織体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本社及び子会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

(6) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルコンテンツ事業	58 (27) 名	+3 (+7) 名
モバイルコマース事業	4 (2) 名	△1 (-) 名
パッケージソフトウェア事業	5 (-) 名	- (-) 名
再生可能エネルギー事業	2 (-) 名	+2 (-) 名
全社 (共通)	12 (-) 名	+2 (-) 名
合計	81 (29) 名	+6 (+7) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69 (29) 名	△1 (+7) 名	37.3歳	7.8年

- (注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

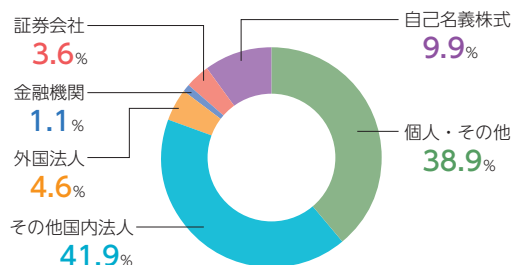
該当事項はありません。

2.会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,480,000株
- ② 発行済株式の総数 10,649,000株
- ③ 株主数 5,405名
- ④ 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
IIB株式会社	4,400,000株	45.8%
神藏孝之	303,300株	3.2%
ビーエヌワイエムトリートイー デイティティ10	177,400株	1.8%
株式会社SBI証券	116,800株	1.2%
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイビーエヌワイエムジーシーエムクライア ントアカウントエムエルエスシービー アールデイ	104,500株	1.1%
中根昌幸	90,000株	0.9%
大上二三雄	90,000株	0.9%
日本証券金融株式会社	84,400株	0.9%
澄岡和憲	67,600株	0.7%
松井証券株式会社	63,200株	0.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,051,365株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年3月31日現在)

発行決議の日	平成21年6月26日	平成22年6月29日
新株予約権の総数	2,000個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個あたり100株)	普通株式 200,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり719円	1株あたり539円
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	平成25年7月1日から 平成29年6月30日まで
新株予約権の行使条件	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	
	保有者数 3名 保有数 2,000個 目的である株式の数 200,000株	保有者数 3名 保有数 2,000個 目的である株式の数 200,000株

(注) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 CEO	神 藏 孝 之	ロケットカンパニー株式会社代表取締役会長
代表取締役社長 兼 COO	澄 岡 和 憲	
取締役 兼 CFO	中 根 昌 幸	
取締役	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長 JXホールディングス株式会社取締役 信越化学工業株式会社取締役
常勤監査役	笹 岡 繁 博	
監査役	田 中 最 代 治	株式会社田中経営研究所代表取締役 株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 株式会社ガーラ取締役 レカムホールディングス株式会社取締役 株式会社キャリアデザインセンター監査役
監査役	荒 竹 純 一	21LADY株式会社監査役

- (注) 1. 取締役小宮山宏は、社外取締役であります。
2. 監査役笹岡繁博、田中最代治及び荒竹純一は、社外監査役であります。
3. 社外取締役小宮山宏は、東京大学第28代総長として改革に取り組みられた大学経営における豊富な経験に加え、化学工業、地球環境及び資源・エネルギーなどの幅広い分野での高度な専門的な知識を有しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤監査役笹岡繁博は、永年にわたり会社経営にあたられ、経営全般に関する幅広い知識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
5. 監査役田中最代治は、永年にわたり経営者に対して助言指導等を行っており、その経験から得られた経営に関する幅広い知識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役荒竹純一は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役飯田就平氏は平成27年6月26日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（うち社外取締役）	4名（1名）	132百万円（4百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	10百万円（10百万円）
合 計（うち社外役員）	7名（4名）	143百万円（15百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年6月28日開催の第18回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月28日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役田中最代治は、株式会社田中経営研究所の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小宮山宏は、JXホールディングス株式会社及び信越化学工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役田中最代治は、株式会社クリーク・アンド・リバー社、株式会社ガーラ及びレカムホールディングス株式会社の社外取締役並びに株式会社キャリアデザインセンターの社外監査役であります。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役荒竹純一は、21LADY株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 小宮山 宏	<p>平成27年6月の就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。</p> <p>東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工業、地球環境及び資源・エネルギーなどの幅広い分野での高度な専門的知識を活かし、大所高所からの指導・助言を行う共に、独立した観点からの経営監視を行っております。</p>
常勤監査役 笹岡繁博	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席し、監査役会5回のうちすべてに出席いたしました。</p> <p>経営に関する知識や専門知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役 田中最代治	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、監査役会5回のうちすべてに出席いたしました。</p> <p>経営に関する知識や専門知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役 荒竹純一	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、監査役会5回のうちすべてに出席いたしました。</p> <p>経営に関する知識や専門知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 給 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合に監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人の独立性、職務遂行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループでは、コンプライアンス行動指針及びコンプライアンス規程をコンプライアンス体制構築の基盤に据え、取締役及び従業員がこれを遵守することにより、企業倫理意識の向上に努める。
- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定めるところにより、法定事項及び経営方針その他業務執行上の重要事項を決定・承認する。また、取締役は相互に職務の執行を監督することにより、法令及び定款に反する行為を未然に防止する。
- ・管理担当取締役は、当社グループのコンプライアンス体制整備及び施策推進全般を統括する。また、内部監査グループは、社内諸規程等に定められた各種ルールの遵守状況を中心に定期的な内部監査を行う。
(当該体制の運用状況)
- ・当社グループでは、コンプライアンス行動指針及びコンプライアンス規程の社内研修を実施し、周知を徹

底しております。

- ・取締役会は原則月1回開催され、当社グループと利害関係のない独立した社外取締役が出席し相互に職務遂行状況を報告し監督しております。
- ・管理担当取締役が当社グループのコンプライアンス体制を監督しており、内部監査グループは社内の諸規程の遵守状況を中心に定期的に内部監査を実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書及びその他取締役の職務の執行に関する重要書類は、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程等の関連規程に基づき、書面又は電磁的な記録により、適切に保管及び管理を行う。また、それらの書類は、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
(当該体制の運用状況)
- ・管理部門が株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書及びその他取締役の職務の執行に関する重要書類について、書面又は電磁的な記録により、適切に保管し、管理しております。

③ 当社及び子会社損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、当社グループのリスク全般の管理を統括し、内部監査グループは、各リスクの責任部署や管理方法を規定し、リスク管理体制の明確化を図り、重要なリスクに関しては管理担当取締役と協議の上、取締役会において審議し、各部門のリスク管理状況を把握する。
- ・全社的な経営危機に関わる緊急事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を直ちに設置の上、速やかに対策を講じ、会社が被る損害を防止あるいは最小限に止める。
(当該体制の運用状況)
- ・内部監査グループにより、各部署における重要なリスクに関しては、管理担当取締役と協議の上、取締役会において審議し、各部署のリスク管理状況を把握しております。
- ・当事業年度において、経営危機に関わる緊急事態は発生しておりません。

④ 当社及び子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務分掌規程、職務権限規程及び決裁権限に関する内規等に基づく適切な体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
- ・当社は、業務執行機能の強化を目的として執行役員制度を導入しており、業務執行に関する意思決定事項については、取締役会において決議された職務分掌の範囲内で行う。
- ・当社では、定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、機動的な意思決定を行う。
- ・当社では、職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

(当該体制の運用状況)

- ・当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程及び決裁権限に関する内規等に基づく適切な体制を構築しております。
- ・執行役員制度に基づき、業務執行に関する意思決定事項は取締役会において決議された職務分掌の範囲内で行っております。
- ・当社では取締役会を原則月1回開催しており、必要に応じて、臨時取締役会を適時開催しております。
- ・当社の取締役会には、独立した立場の社外取締役が出席し、独立した立場より意見を述べるなど経営監視を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・管理部門は、子会社の管理機能を所管し、関係会社管理規程に基づき適切な子会社の業務執行管理を行う。
- ・子会社代表取締役は、当社の取締役を兼務しており、当社の取締役会にて子会社の業務状況に関する定期的な報告を行う。また、子会社監査役は法令に従い監査を行う。
- ・内部監査グループは、当社グループ内部監査規程に基づき業務の適正性を監査する。
- ・子会社の資金管理については、当社にて一括して行うこととし、資金の統制及び効率化を図る。

(当該体制の運用状況)

- ・管理部門は、関係会社管理規定に基づき、子会社の業務執行の管理を行っております。
- ・子会社代表取締役は、当社の取締役を兼務しており、当社の取締役会にて子会社の業務状況に関する定期的な報告を行っております。また、子会社の監査役は法令に従い監査を実施しております。
- ・内部監査グループは、当社グループの内部監査規程に基づき、業務の適正性の監査を実施しております。
- ・子会社の資金管理については、当社管理部門が一括して実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社グループの陣容上、現状は監査役の職務を補助すべき使用人を配置していないが、将来的に監査役がこれを求めた場合には、監査役スタッフを配置する。
- ・なお、その場合は、当該スタッフは監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けず、また、当該スタッフの任命、異動及び人事考課について、監査役会の事前同意を得た上で決定するなど、取締役からの独立性を確保する。

(当該体制の運用状況)

- ・現在監査役を補佐すべき使用人は配置しておりません。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査役に定期的な報告を行う。
 - 1) 経営、事業及び財務の状況並びに業績及び業績見込み
 - 2) 法令及び定款に違反する重大な事実
 - 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及びその他経営に係る重要な発生事実等
- ・監査役が適切な監査を行う上で必要な情報を適時入手できるよう、以下の体制を整備する。
 - 1) 原則として毎月開催される取締役会及び重要会議への出席
 - 2) 重要決裁書類等の閲覧
 - 3) その他、監査役が適切な監査を行う上で必要な情報の提供
(当該体制の運用状況)
- ・取締役及び担当部門は、毎月開催される取締役会で監査役に定期的な報告を実施しております。
- ・監査役は毎月開催される取締役会及び重要会議へ出席し、重要な情報の提供を受けております。

⑧ 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
(当該体制の運用状況)
- ・当社グループの監査役への報告を行った役員及び使用人に対して、不利な取り扱いを禁止する旨、周知徹底するため、社内研修を実施しております。

⑨ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換会の開催、取締役及び執行役員等重要な使用人からの職務執行状況の個別聴取など、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。
(当該体制の運用状況)
- ・代表取締役と会計監査人は年1回の意見交換会を実施しております。また、監査役との意見交換会も定期的に実施しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ・当社では、企業活動における法令等の遵守を定めた「イマジニアグループ コンプライアンス行動指針」に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず不当要求に対して断固として拒絶する社内体制を整備しております。

(当該体制の運用状況)

- ・反社会的勢力との関係を持たない社内体制を周知しており、当事業年度において反社会的勢力との関係はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして認識しており、配当と企業価値の向上による株主の皆様への利益還元を基本方針としております。

配当につきましては、安定配当と配当性向の両面を考慮しながら経営環境等を総合的に勘案して配当金額を決定してまいります。

内部留保金につきましては、企業価値の向上を図るための投資に活用してまいります。

上記の方針の下、当期の配当につきましては、当社は創業30周年を迎え、ご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表すための記念配当を加えた1株当たり年間配当32円（1株当たり中間配当10円、1株当たり期末配当は10円の記念配当を加えた22円）といたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第39期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	7,289,726
現金及び預金	5,864,334
売掛金	1,112,861
有価証券	173,318
商品及び製品	11,384
仕掛品	1,654
原材料及び貯蔵品	18
繰延税金資産	34,563
その他	110,310
貸倒引当金	△18,720
固定資産	2,300,471
有形固定資産	300,006
建物	42,026
機械及び装置	15,301
工具、器具及び備品	10,804
建設仮勘定	228,419
その他	3,455
無形固定資産	29,883
投資その他の資産	1,970,580
投資有価証券	1,719,671
繰延税金資産	91,800
その他	165,109
貸倒引当金	△6,000
資産合計	9,590,197

(単位：千円)

科 目	第39期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	680,914
買掛金	53,661
営業未払金	228,469
未払法人税等	158,883
その他	239,899
負債合計	680,914
純資産の部	
株主資本	8,988,777
資本金	2,669,000
資本剰余金	2,466,023
利益剰余金	4,476,118
自己株式	△622,364
その他の包括利益累計額	△118,495
その他有価証券評価差額金	△118,495
新株予約権	3,468
非支配株主持分	35,533
純資産合計	8,909,283
負債純資産合計	9,590,197

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第39期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
売上高		4,540,849
売上原価		2,186,327
売上総利益		2,354,521
返品調整引当金戻入額		7,268
差引売上総利益		2,361,790
販売費及び一般管理費		1,513,512
営業利益		848,278
営業外収益		
投資事業組合運用益	122,973	
受取配当金	46,837	
貸倒引当金戻入額	3,359	
持分法による投資利益	14,355	
その他	5,824	193,350
営業外費用		
為替差損	44,733	
貸倒引当金繰入額	16,374	
その他	376	61,483
経常利益		980,144
特別利益		
投資有価証券売却益	4,600	
固定資産売却益	2,645	7,245
特別損失		
投資有価証券評価損	45,386	
投資有価証券売却損	36,795	
その他	674	82,856
税金等調整前当期純利益		904,533
法人税、住民税及び事業税	289,681	
法人税等調整額	128,627	418,309
当期純利益		486,223
非支配株主に帰属する当期純損失		△14,466
親会社株主に帰属する当期純利益		500,690

連結株主資本等変動計算書

第39期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,669,000	2,466,023	4,186,577	△622,323	8,699,276
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△211,148		△211,148
親会社株主に帰属する 当期純利益			500,690		500,690
自己株式の取得				△41	△41
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	-	289,541	△41	289,500
当連結会計年度末残高	2,669,000	2,466,023	4,476,118	△622,364	8,988,777

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△15,375	△15,375	3,468	-	8,687,369
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△211,148
親会社株主に帰属する 当期純利益					500,690
自己株式の取得					△41
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△103,120	△103,120		35,533	△67,586
当連結会計年度変動額合計	△103,120	△103,120	-	35,533	221,913
当連結会計年度末残高	△118,495	△118,495	3,468	35,533	8,909,283

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 ロケットカンパニー株式会社
株式会社S o W h a t

上記のうち、株式会社S o W h a tについては、当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社デルタアーツ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社デルタアーツ

② 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 ストックウェザー株式会社

③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社S o W h a tについては、当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

- ・商品、製品、仕掛品及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	22年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアの計上基準

- ・ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

- ・ その他のプロジェクト

検収基準によっております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取配当金」は145千円であります。

前連結会計年度まで、区分掲記して表示しておりました「雑損失」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「雑損失」は151千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 161,122千円
- (2) 当社は、効率的な資金調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 500,000千円 |
| 借入の実行残高 | -千円 |
| 差引差額 | 500,000千円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,649千株	-千株	-千株	10,649千株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,051千株	0千株	-千株	1,051千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 115,172千円
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月11日

ロ. 平成27年10月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 95,976千円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの平成28年5月25日開催の取締役会において次のとおり決議の予定であります。

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 211,147千円
- ・ 1株当たり配当額 22円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月8日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 400,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組指針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、純投資目的のその他有価証券や業務上の関係を有する企業の株式であり、投資先の信用リスク、為替リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,864,334	5,864,334	-
(2) 売掛金	1,112,861	1,112,861	-
(3) 有価証券及び 投資有価証券	1,435,355	1,435,355	-
資産計	8,412,551	8,412,551	-
(1) 買掛金	53,661	53,661	-
(2) 営業未払金	228,469	228,469	-
(3) 未払法人税等	158,883	158,883	-
負債計	441,014	441,014	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券
時価については取引所の価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式 (*1) (*2)	8,377
②組合出資金 (*2) (*3)	200,966
③投資信託 (*1)	242,059

(*1) 非上場株式及び投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について489千円、組合出資金について44,715千円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている為、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,864,334	-	-	-
売掛金	1,112,861	-	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	173,318	-	-	-
合 計	7,150,514	-	-	-

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 924円21銭
(2) 1株当たりの当期純利益 52円16銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社の100%出資の連結子会社であるロケットカンパニー株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

なお、詳細は、計算書類における「重要な後発事象に関する注記」をご覧ください。

9. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第39期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	6,663,394
現金及び預金	5,438,455
売掛金	911,729
有価証券	173,318
商品及び製品	9,747
仕掛品	1,654
原材料及び貯蔵品	18
繰延税金資産	33,550
その他	97,265
貸倒引当金	△2,346
固定資産	2,509,674
有形固定資産	297,722
建物	41,170
機械及び装置	15,301
工具、器具及び備品	9,375
建設仮勘定	228,419
その他	3,455
無形固定資産	29,807
投資その他の資産	2,182,145
投資有価証券	1,713,440
関係会社株式	222,205
繰延税金資産	91,800
その他	160,700
貸倒引当金	△6,000
資産合計	9,173,069

(単位：千円)

科 目	第39期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	551,298
買掛金	12,062
営業未払金	222,148
未払法人税等	127,779
その他	189,309
負債合計	551,298
純資産の部	
株主資本	8,736,797
資本金	2,669,000
資本剰余金	2,466,023
資本準備金	667,250
その他資本剰余金	1,798,773
利益剰余金	4,224,139
その他利益剰余金	4,224,139
特別償却準備金	3,281
繰越利益剰余金	4,220,858
自己株式	△622,364
評価・換算差額等	△118,495
その他有価証券評価差額金	△118,495
新株予約権	3,468
純資産合計	8,621,770
負債純資産合計	9,173,069

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第39期	
	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
売上高		3,948,647
売上原価		2,022,550
売上総利益		1,926,096
返品調整引当金戻入額		7,268
差引売上総利益		1,933,365
販売費及び一般管理費		1,161,167
営業利益		772,197
営業外収益		
投資事業組合運用益	122,973	
受取配当金	47,337	
貸倒引当金戻入額	3,359	
その他	7,070	180,740
営業外費用		
為替差損	44,505	
その他	376	44,881
経常利益		908,056
特別利益		
投資有価証券売却益	4,600	
固定資産売却益	2,645	7,245
特別損失		
投資有価証券評価損	45,386	
投資有価証券売却損	36,795	
その他	674	82,856
税引前当期純利益		832,445
法人税、住民税及び事業税	244,167	
法人税等調整額	56,706	300,874
当期純利益		531,571

株主資本等変動計算書

第39期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,669,000	667,250	1,798,773	2,466,023	-	3,903,717	3,903,717
当期変動額							
剰余金の配当						△211,148	△211,148
当期純利益						531,571	531,571
特別償却準備金の取崩					3,281	△3,281	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	3,281	317,141	320,422
当期末残高	2,669,000	667,250	1,798,773	2,466,023	3,281	4,220,858	4,224,139

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△622,323	8,416,416	△15,375	△15,375	3,468	8,404,509
当期変動額						
剰余金の配当		△211,148				△211,148
当期純利益		531,571				531,571
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△41	△41				△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△103,120	△103,120		△103,120
当期変動額合計	△41	320,381	△103,120	△103,120	-	217,261
当期末残高	△622,364	8,736,797	△118,495	△118,495	3,468	8,621,770

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- イ. 子会社及び関連会社株式
- ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法によっております。

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

- ・時価のないもの

② たな卸資産

- ・商品、製品、仕掛品及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	22年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアの計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

- ・その他のプロジェクト

検収基準によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社株式」は172,205千円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取配当金」は3,445千円であります。

前事業年度まで、区分掲記して表示しておりました「雑損失」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「雑損失」は151千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	161,802千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	7,434千円
② 短期金銭債務	131千円
(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	108千円
(4) 当社は、効率的な資金調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。	
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入の実行残高	-千円
差引差額	500,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	25,789千円
(2) 営業費用	1,471千円
(3) 営業取引以外の取引高	4,788千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,051千株	0千株	-千株	1,051千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(平成28年3月31日現在)
(繰延税金資産)	(単位：千円)
研究開発費	31,925
有価証券	23,426
ソフトウェア	7,380
貸倒引当金	2,575
その他有価証券評価差額金	52,296
未払事業税	10,436
その他	28,437
繰延税金資産小計	156,477
評価性引当額	△29,353
繰延税金資産合計	127,124
(繰延税金負債)	
その他	△1,773
繰延税金負債合計	△1,773
繰延税金資産の純額	125,350

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が6,193千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3,392千円、その他有価証券評価差額金が2,800千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
記載すべき重要な取引はありません。
- (3) 子会社等
記載すべき重要な取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 897円96銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 55円38銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年7月1日を効力発生日として、当社の100%出資の連結子会社であるロケットカンパニー株式会社（以下「ロケットカンパニー」といいます。）を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議いたしました。

(1) 本合併の目的

ロケットカンパニーは、当社の100%出資の連結子会社であり、家庭用ゲーム機向けゲームソフトを中心としたパッケージソフトウェアを主な事業としておりますが、それらを取り巻く事業環境は、スマートフォンゲームの普及をはじめとした様々な要因で厳しさが増しております。

当社は上記の事業環境におきまして、パッケージソフトウェア事業を一部縮小しつつ戦略の見直しを図るとともに、今後、成長が見込めるスマートフォンゲーム市場における事業展開のスピードアップ及び組織運営の効率化を目的として、ゲーム制作に関する豊富なノウハウとアセットを持つロケットカンパニーの吸収合併を行うものであります。

なお、ロケットカンパニーから発売した製品等の販売及びサポートは当社が継続して行い、当社とロケットカンパニーで共同保有する「メダロット」は当社に集約し、従来通り活用する予定であります。

(2) 本合併の日程

合併契約承認決議取締役会	平成28年5月13日（金）
合併契約書締結日	平成28年5月13日（金）
合併期日（効力発生日）	平成28年7月1日（金）（予定）

（注）当社は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、またロケットカンパニーにおいては、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ合併契約に関する株主総会の承認を経ることなく本合併を行います。

(3) 本合併の方式

当社を存続会社、ロケットカンパニーを消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 本合併に係る割当ての内容

当社完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株の発行及び合併交付金の支払いはありません。

(5) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

消滅会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(6) 被合併会社の直近事業年度の経営成績及び財政状態

平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

純資産	432,453千円
総資産	561,613千円
売上高	618,492千円
当期純損失	△13,895千円

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

イマジニア株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田正史 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イマジニア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イマジニア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

イマジニア株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田正史 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 弥 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イマジニア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成28年5月25日

イマジニア株式会社

代表取締役会長 神 藏 孝 之 殿

代表取締役社長 澄 岡 和 憲 殿

イマジニア株式会社 監査役会

常勤監査役 笹 岡 繁 博 ㊟

監 査 役 田 中 最 代 治 ㊟

監 査 役 荒 竹 純 一 ㊟

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人東陽監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 監査役笹岡繁博、田中最代治、荒竹純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することにしました。監査等委員会設置会社移行に必要な定款の変更を行うものであります。本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (現行どおり)
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第17条 (記載省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役に除く。</u>) は、10名以内とする。
(新設)	2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して</u> 、株主総会において選任する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (記載省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (記載省略) (新設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行に必要な権限を行使する。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役<u>の責任限定契約</u>)</p>	(削除)
<p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第36条～第39条 (記載省略) (新設)</p>	<p>第33条～第36条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 平成28年6月開催の第39回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生日以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会決議による変更前の定款第35条に定めるところによる。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現取締役4名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役4名（新任1名を含む）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

再任	
1	かみくら たかゆき 神藏 孝之
生年月日 昭和31年3月1日 当社株式所有数 303,300株	

- ◆略歴、当社における地位及び担当
昭和61年1月 当社設立代表取締役社長
平成17年6月 当社代表取締役執行役員社長
平成18年6月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）

- ◆重要な兼職の状況
ロケットカンパニー株式会社 代表取締役会長

再任	
2	すみおか かずのり 澄岡 和憲
生年月日 昭和48年7月25日 当社株式所有数 67,600株	

- ◆略歴、当社における地位及び担当
平成8年4月 当社入社
平成15年2月 当社執行役員 モバイルインターネット事業グループ
オペレーションチーム マネージャー
平成15年6月 当社取締役
平成17年6月 当社取締役常務執行役員
平成18年6月 当社代表取締役社長兼COO（現任）

新任	
3	ささおか しげひろ 笹岡 繁博
生年月日 昭和27年8月25日 当社株式所有数 20,000株	

- ◆略歴、当社における地位及び担当
昭和50年4月 笹岡薬品株式会社入社
昭和62年3月 同社代表取締役社長
平成7年6月 当社監査役
平成22年6月 当社常勤監査役（現任）

再任

4

こみやまひろし
小宮山 宏

生年月日

昭和19年12月15日

当社株式所有数

1,000株

社外取締役候補者

◆略歴、当社における地位及び担当

平成17年 4月 東京大学総長
 平成21年 4月 株式会社三菱総合研究所理事長（現任）
 平成22年 4月 JXホールディングス株式会社社外取締役（現任）
 平成27年 6月 当社社外取締役（現任）

◆重要な兼職の状況

株式会社三菱総合研究所 理事長
 JXホールディングス株式会社 社外取締役
 信越化学工業株式会社 社外取締役

◆社外取締役候補者とした理由

小宮山宏氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、東京大学第28代総長として改革に取り組みられた大学経営における豊富な経験に加え、化学工業、地球環境及び資源・エネルギーなどの幅広い分野での高度な専門的知識を有しておりますので、当社の経営に対して大所高所からの指導・助言を行うことができ、併せて独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると判断したためであります。

なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に利害関係を有する者は、次のとおりであります。
- (1) 取締役候補者神藏孝之氏は、ロケットカンパニー株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に事業部門等において取引関係があります。
 - (2) 取締役候補者小宮山宏氏と、当社の事業部門等において取引関係があります。
 - (3) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について
- (1) 小宮山宏氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となっていたことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 小宮山宏氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 なお、同氏へ事業上の対価を支払っておりますが、これらの取引額は当社単体の営業収益と比べて0.1%であるため、同氏の独立性に問題は無いと判断しております。
 - (3) 小宮山宏氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
3. 小宮山宏氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 小宮山宏氏が社外取締役の再任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の取締役の賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を継続する予定であります。
5. 小宮山宏氏は、当社の取締役就任後1年が経過しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

新任	
1	あらたけ じゅんいち 荒竹 純一
生年月日 昭和31年10月1日	
当社株式所有数 0株	

社外取締役候補者

◆略歴、当社における地位及び担当

- 昭和61年 4月 東京弁護士会に登録
- 昭和61年 4月 さくら共同法律事務所に入所
- 平成 3年 4月 さくら共同法律事務所のパートナーとして着任
- 平成 8年 1月 ニューヨーク市
SKADDEN,ARPS,SLATE,MEAGHER&FLOM 法律事務所入所
- 平成 9年 1月 さくら共同法律事務所にパートナーへ帰任
- 平成23年 6月 当社監査役（現任）

◆重要な兼職の状況

- 21LADY株式会社 社外監査役

◆社外取締役候補者とする理由

荒竹純一氏は、弁護士登録をされて以来、法廷弁護士として裁判所での弁護活動を行う一方で、企業法務の分野にも注力し、なかでも企業のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、CSRのあり方について精通し、多くのクライアント企業に対してアドバイスを行ってきております。

こうした経験と見識を持つ同氏は、当社取締役の職務執行を監督する立場にある社外取締役に適任であるという観点から、当社経営に対する有効な助言等を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 当社は、取締役候補者荒竹純一氏と顧問弁護士契約を交わしております。

2. 荒竹純一氏は、社外取締役候補者であります。

3. 候補者の独立性について

(1) 荒竹純一氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となっていたことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 荒竹純一氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、弁護士報酬以外に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

なお、同氏へ弁護士報酬を支払っておりますが、これらの取引額は当社単体の営業収益と比べて0.6%であるため、同氏の独立性に問題は無いと判断しております。

- (3) 荒竹純一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者役員又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 荒竹純一氏が社外取締役役に選任された場合は、当社は同氏との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の取締役の賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

新任

2

たなかざよはる
田中最代治

生年月日

昭和8年6月10日

当社株式所有数

0株

社外取締役候補者

◆略歴、当社における地位及び担当

- 平成8年6月 株式会社田中経営研究所代表取締役（現任）
 平成12年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役（現任）
 平成13年6月 株式会社キャリアデザインセンター監査役（現任）
 平成14年6月 株式会社ガーラ取締役（現任）
 平成14年6月 当社監査役（現任）
 平成17年12月 レカムホールディングス株式会社取締役（現任）

◆重要な兼職の状況

株式会社田中経営研究所 代表取締役

◆社外取締役候補者とする理由

田中最代治氏は、昭和27年に株式会社日本勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）に入行、法人の創業支援等に携わる中で、会社経営に関する知識と経験を深めました。その後、株式会社オリエントファイナンス（現株式会社オリエントコーポレーション）に入社、平成2年には同社の代表取締役副社長に就任し、会社経営にあたりました。平成8年には、それまでの豊かな経験を活かして株式会社田中経営研究所を設立し、さまざまな経営者に対して助言を行う傍ら、関係する多数の企業の役員も務めております。同氏は、長年にわたる会社経営より得られた経験及び経営に関する幅広い知見を有しております。当社の経営全般の監視をお願いすると共に、当社経営に対する有効な助言等を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 田中最代治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者の独立性について
- (1) 田中最代治氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者役員又は役員（業務執行者であるものを除く。）となっていたことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 田中最代治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (3) 田中最代治氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者役員又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 田中最代治氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の取締役の賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

新任

3

おおうえふみお
大上二三雄

生年月日

昭和33年3月23日

当社株式保有数

90,000株

社外取締役候補者

◆略歴、当社における地位及び担当

平成15年10月 エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社代表取締役（現任）

◆重要な兼職の状況

エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役

エム・アイ・コンサルティング株式会社 代表取締役

◆社外取締役候補者とする理由

大上二三雄氏は、昭和56年にアーサー・アンダーセン（現アクセンチュア株式会社）に入社し、ハイテク、保険・金融、情報サービス産業等分野において、経営戦略、企業変革コンサルティング、アウトソーシング、ベンチャー投資及び戦略的提携等に従事しました。その後平成15年にエム・アイ・コンサルティンググループ株式会社を創業し、代表取締役として、コンサルティング、事業開発、ベンチャー企業投資・育成に取り組まれた経験から経営に関する豊富な知識を有しております。こうした知識や経験を活かし当社の経営全般の監視を行うと共に、当社経営に対する有効な助言等を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 大上二三雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 候補者の独立性について
- (1) 大上二三雄氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となっていたことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 大上二三雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (3) 大上二三雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 大上二三雄氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の取締役の賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

新任
なかね まさゆき 中根 昌幸
生年月日 昭和50年1月4日
当社株式所有数 90,000株

◆略歴、当社における地位及び担当

平成7年4月 当社入社
平成13年4月 当社経営管理グループシニアマネージャー
平成13年6月 当社取締役
平成17年6月 当社取締役常務執行役員
平成18年6月 当社取締役兼CFO（現任）

- (注) 1. 中根昌幸氏は、当社の取締役兼CFOであります。
2. 中根昌幸氏は、当社の取締役兼CFOとして従事した経験から、会社経営に関する経験と財務及び会計に関する相当な知識を有しております。当社の取締役の業務執行に関する意思決定の妥当性及び適正性の見地から適切な提言を期待して補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。
3. 中根昌幸氏が非業務執行取締役就任した場合は、当社は同氏との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の取締役の賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において同じ。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名（すべて社外取締役）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

事業年度の末日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会の基準日	3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日及び中間配当を行うときは9月30日
1単元の株式の数	100株
公告方法	電子公告 公告掲載URL http://www.imagineer.co.jp/ ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

■ 住所変更、単元未満株式の買取・増等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

■ 未払い配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

■ 「配当金計算書」について

配当金支払の際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。
※確定申告をなされる株主様は、大切に保管してください。

ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容、企業情報など様々な情報を発信しております。「財務・IR」のページでは最新の決算概要資料や業績ハイライトなどを掲載しております。皆さまのアクセスをお待ちしております。



イマジニア：<http://www.imagineer.co.jp/>
ロケットカンパニー：<http://www.rocketcompany.co.jp/>

お知らせ

決議の結果は、総会終了後、当社ホームページに掲載、又は臨時報告書で開示いたします。
決議通知は、お送りしませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

開催日時 平成28年6月24日（金）午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
TEL 03-3346-1396

最寄り駅から会場までのアクセス



交通機関のご案内

M 丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分

● お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

